

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 5 年 6 月 14 日

島根県知事

殿



提出者

住 所 島根県安来市安来町2107番地2

氏 名 株式会社プロテリアル 安来工場

工場長 岸上 一郎

電話番号 0854-22-1914

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社プロテリアル 安来工場
事業場の所在地	島根県安来市安来町2107番地2
計画期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	鉄鋼業
②事業の規模	875億円
③従業員数	1,765名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別添 2			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	別添 3		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	別添 3		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
	別添 4		
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
	別添 4		

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【令和2年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	別添5		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	別添5		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【令和2年年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
なし			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
なし			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【令和2年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) なし		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【令和2年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 別添6		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	別添 6		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和 2 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	1, 905 t	
	(今後実施する予定の取組)		
	電子マニフェスト発行率100%		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がな

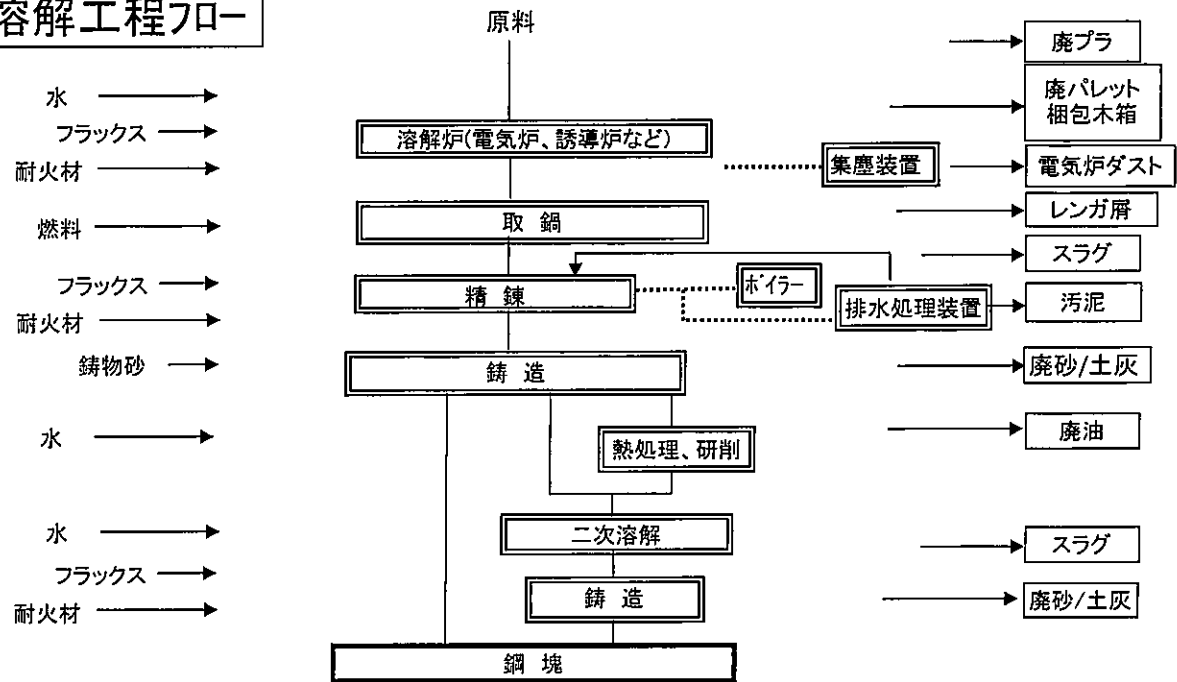
いときは、「一」を記入すること。

9 ※欄は記入しないこと。

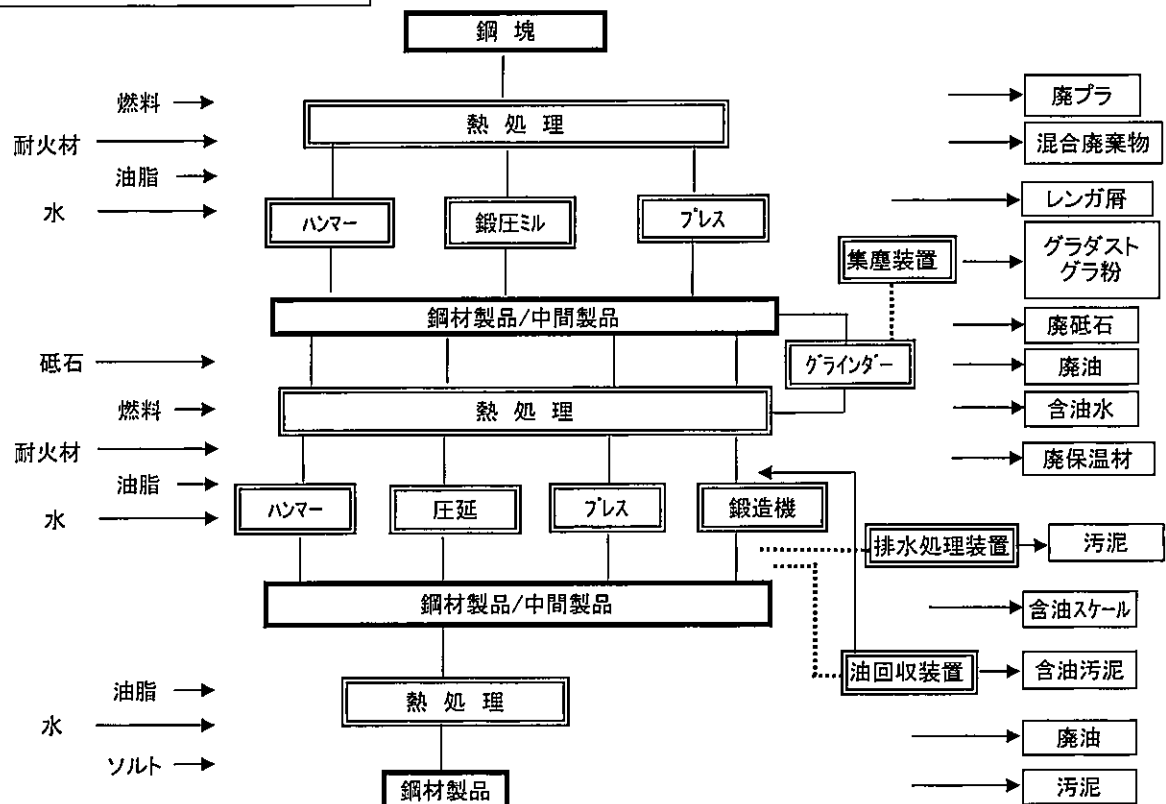
産業廃棄物の一連の処理の工程

(産業廃棄物)

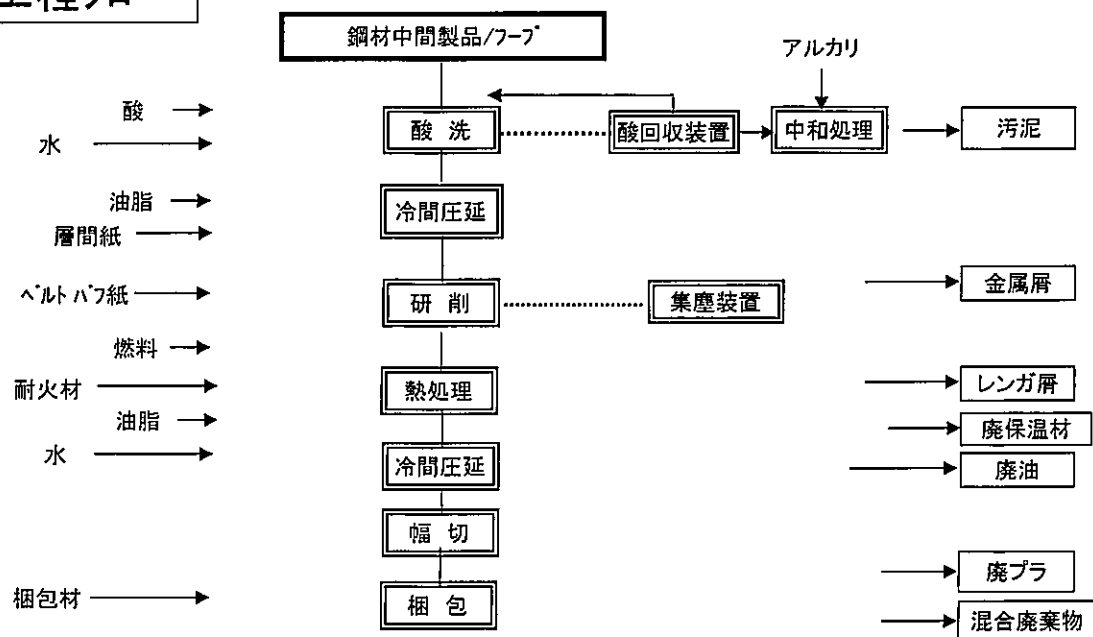
溶解工程フロー



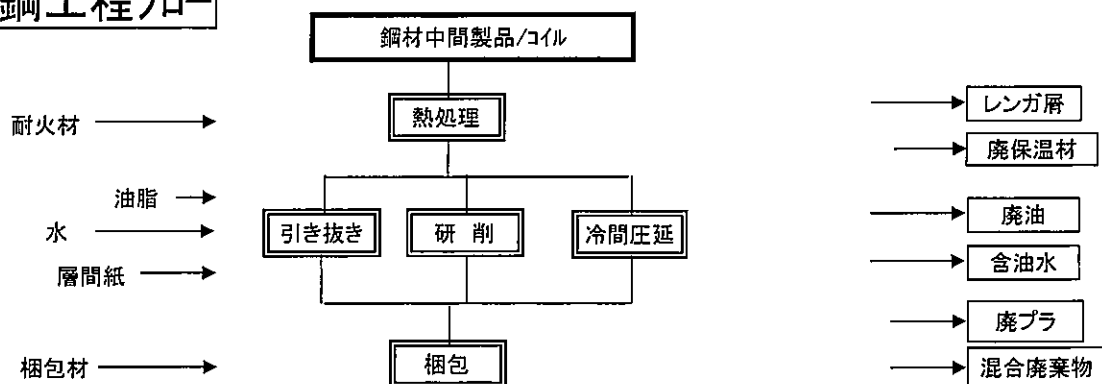
熱間加工工程フロー



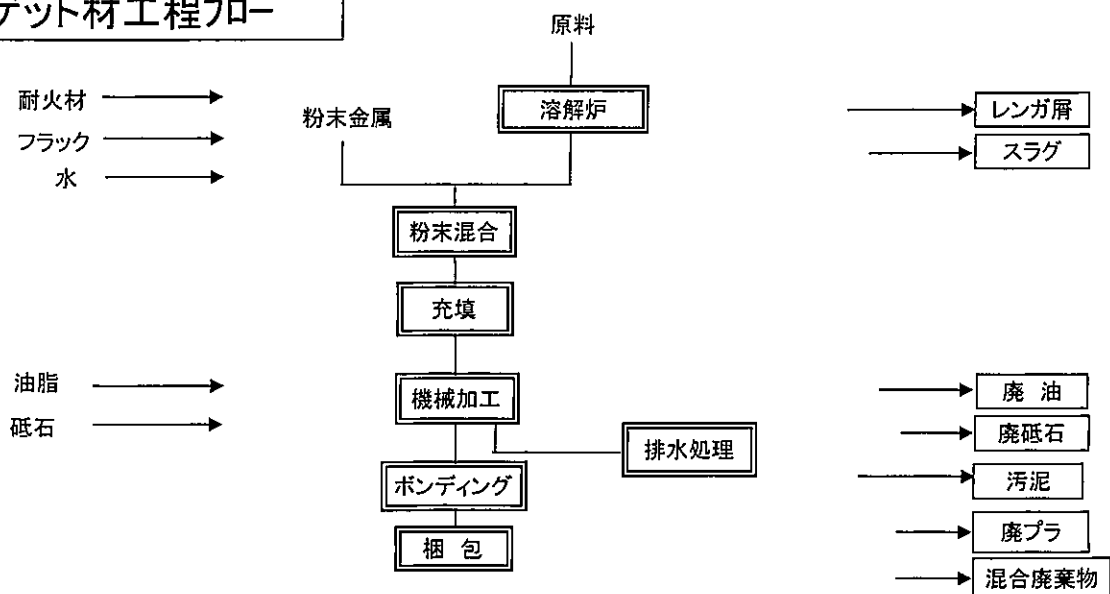
帯鋼工程フロー



磨棒鋼工程フロー

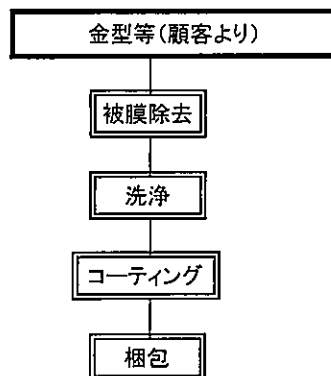


ターゲット材工程フロー



表面改質工程フロー

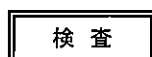
アルカリ →
メディア →
水 →
炭化水素系洗浄剤 →
ターゲット →
梱包材 →



廃アルカリ
汚泥
廃油
混合廃棄物

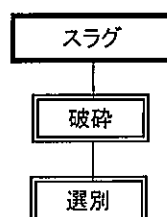
検査工程フロー

検査液 →
ウェス等 →
水 →



含油水
混合廃棄物

粒鉄回収工程フロー

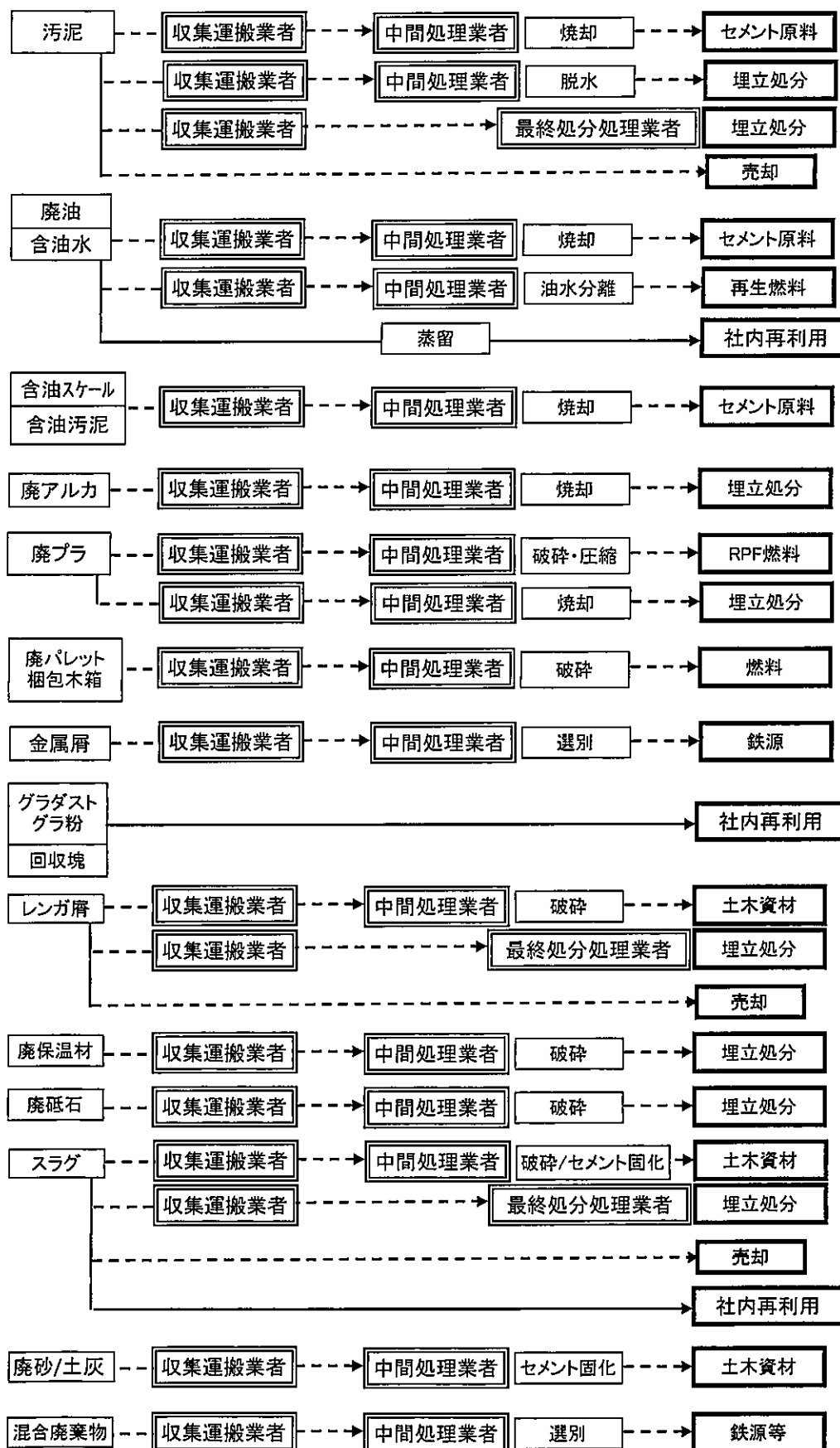


回収塊
スラグ

廃棄物処理フロー

-----▶ : 事業所外へ

◻ : 再資源化

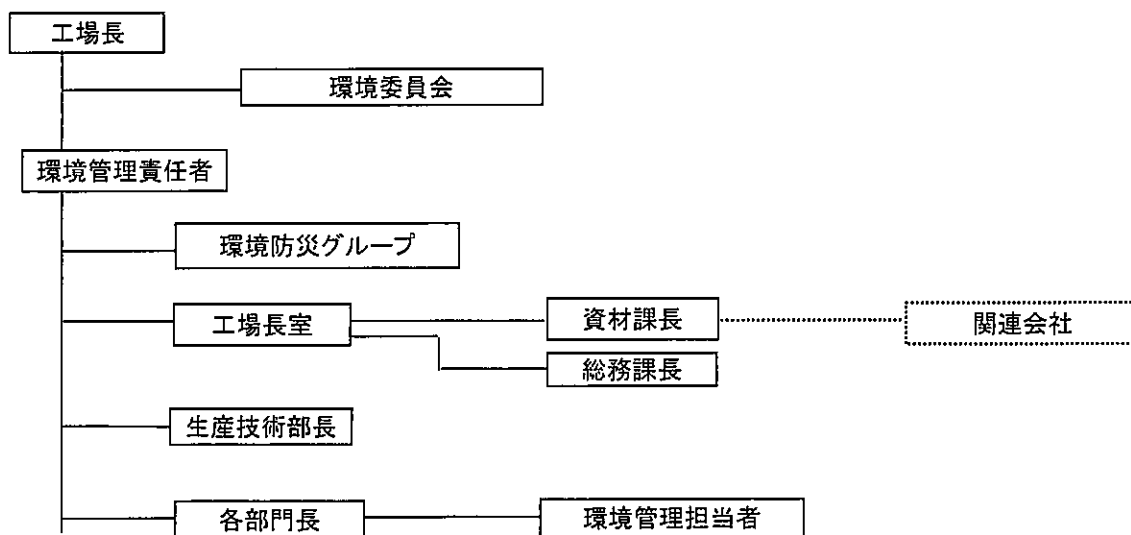


産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

総括責任者		所 属:安来工場	職・氏名:工場長 岸上 一郎
廃棄物担当部署		組織名:生産技術部環境防災グループ	職・氏名:グループ長 松島 信彦
		組織人数:5人(防災担当を含む)	
役 割	環境委員会	○廃棄物処理に関する審議 廃棄物の発生抑制、再生利用、適正処理に関する審議決定 ・委員長－工場長 ・委員－関連部門長 ・事務局－生産技術部環境防災グループ	
	環境管理責任者	○廃棄物処理方針の策定 ○廃棄物管理規定の審査 ○その他廃棄物管理に関する事項の承認	
	安全環境グループ長	○廃棄物管理状況の確認と改善策の検討 ○廃棄物処理施設の運転管理状況の確認 ○監督官庁への各種届出、報告 ○社員、関連会社に対する教育、啓蒙 ○廃棄物の発生抑制、再生利用の調査、研究、開発	
	工場長室 総務課長	○苦情や問合せ等外部コミュニケーションに係る事項	
	工場長室 資材課長	○処理業者、再生業者の調査、選定 ○関連会社、処理業者との委託契約	
	生産技術部長	○廃棄物の中間処理、適正処理技術の研究、開発 ○処理施設、再生施設の検討、設置	
	各部門 環境管理担当者	○当該部門の環境管理 ○産業廃棄物、特別管理産業廃棄物管理票の交付、管理	

廃棄物管理組織



(2) 管理体制の強化

①管理体制

廃棄物管理に係わる重要事項は、環境委員会の中で審議、決定する。事務的な事項は環境防災グループで立案し、環境管理責任者の承認を得て決定する。

決定事項の周知、徹底は、関連する部門長を経由し環境管理担当者が推進している。

②管理方法

廃棄物管理に関しては、社内規定を作成し徹底するようにしている。

(3) 教育、研修

ISO14001を取得しており、環境マネジメントシステムの推進活動の中で、工場、部門ごとに教育、研修を実施している。

(4) 情報公開

総務部門を窓口として、住民から情報開示要求があった場合には、内容を精査し公開するようにしている。

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

現状【前年度(2020年度)実績】

特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃アルカリ	ばいじん
排出量 (トン)	3.9	1	1865
これまでに実施した取組	・生産効率向上による廃棄物発生の抑制 ・生産材等の適正管理による廃棄物発生の抑制 ・生産材等の長寿命化による廃棄物発生の抑制 ・場内循環利用の促進による廃棄物発生の抑制 ・有価売却の推進による廃棄物量の低減		

目標【2025年度計画】

特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃アルカリ	ばいじん
排出量 (トン)	4.9	1	2300
今後実施する予定の取組	・生産効率向上による廃棄物発生の抑制 ・生産材等の適正管理による廃棄物発生の抑制 ・生産材等の長寿命化による廃棄物発生の抑制 ・場内循環利用の促進による廃棄物発生の抑制 ・有価売却の推進による廃棄物量の低減		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項
現状

特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん
分別に関する取組	・鋼種別収集の徹底

計画

今後分別する特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん
分別に関する取組	・鋼種別収集の徹底

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項
現状【前年度(2020年度)実績】

特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん
自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量(トン)	739
これまでに実施した取組	・溶解原料化

目標【2025年度計画】

特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量(トン)	0
今後実施する予定の取組	・エネルギー効率改善のため溶解原料化を中止

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

現状【前年度(2020年度)実績】

特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃アルカリ	ばいじん
全処理委託量 (トン)	3.9	1	1126
優良認定処理業者への処理委託量	3.9	1	701
再生利用業者への処理委託量			
認定熱回収業者への処理委託量	3.9		
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量			
これまでに実施した取組	・優良認定処理業者、現地確認等による処理業者の選定 ・定期的な現地確認 ・再生利用業者、熱回収業者の開拓		

目標【2025年度計画】

特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃アルカリ	ばいじん
全処理委託量 (トン)	4.9	1	2300
優良認定処理業者への処理委託量	4.9	1	2300
再生利用業者への処理委託量			200
認定熱回収業者への処理委託量	4.9		
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量			
今後実施する予定の取組	・優良認定処理業者、現地確認等による処理業者の選定 ・定期的な現地確認 ・再生利用業者、熱回収業者の開拓		